

4 認知症の人の意思決定の支援および権利利益の保護

- (1) 認知症の人の意思決定支援に関する指針の普及促進
- (2) 認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供の促進
- (3) 消費生活における被害を防止するための啓発
- (4) 虐待防止の取組

【施策の目標】

認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活および社会生活を営むことができるように、認知症の人への意思決定の適切な支援と権利利益の保護を図ること

【目指すべき姿】

県民一人ひとりが、認知症になっても自分の能力を最大限に活かして、自らの意思に基づいた生活を送れるよう適切な支援を受けることができ、権利が守られる。

(1) 認知症の人の意思決定支援に関する指針の普及促進

(現状と課題)

- 政府において、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援に関するガイドラインに関して、認知症基本法の基本理念等を踏まえたものとして改定された内容を、医療・介護職向けの研修会において周知を図っています。

(県の取組)

- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインについて、認知症基本法の基本理念等を踏まえたものとして改定された内容を、医療・介護従事者対象の認知症対応力向上研修等のプログラムに組み込み、認知症の人の意思決定を支援するスキルアップを養う研修を開催します。

(2) 認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供の促進

(現状と課題)

- できる限り住み慣れた地域において、人生の最期まで安心して自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けていくためには、医療・介護関係者等の多職種が協働して、在宅医療・介護の提供を行っていく必要があります。
- 県および市町の取組において、認知症の人や家族等に対し、意思決定支援の重要性の理解増進を図っています。
- 認知症の人自身が意思決定する意識とスキルを高める機会を確保するため、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」について、市町が取り組む本人ミーティングや認知症カフェ等の場を活用しながら広く普及を図るとともに、市町の認知症ケアパスにも意思決定支援の内容が盛り込まれるよう市町の取組を支援します。
- 平成 28(2016)年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、これに基づき、政府において、平成 29(2017)年 3 月には「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、令和 4(2022)年 3 月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しています。
県は、市町単位では解決が困難な広域的な課題に対する取組等、市町では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たすことが期待されており、担い手の育成、地域連携ネットワークの構築等を行うこととされています。
- 高齢化の進展により、成年後見制度の利用を必要とする人が今後増加することが見込まれるため、制度の周知・徹底、後見人等の受任者の確保等により成年後見制度の円滑な運用を図る必要があります。
- 県としては、市町の市民後見や法人後見の担い手の育成が進んでいないことことから、市民後見人や法人後見の担い手の確保・育成等を推進する必要があります。

(県の取組)

- 県内各地域で、市町、地域包括支援センター、郡市医師会等が参加する会議や多職種連携研修会を開催して、医療・介護従事者等が意見交換等を行う機会を創出するとともに、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修が市町において実施できるよう研修会等を開催します。
- 認知症の人が最期まで自分らしく尊厳をもって生きられるよう、人生の最終段階において提供される医療やケアおよび、自分が何を大切にしたいのかについて、アドバンス・ケア・プランニング(ACP)の概念を盛り込んだ普及啓発および医療・介護の現場における人材育成と普及を図ります。
- 判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの適切な利用支援や日常生活における金銭管理の支援等を行う県社協による日常生活自立支援事業の実施を支援することで、認知症高齢者の日常生活を支援します。
- 担い手の確保・育成等の推進や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進などのため、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職、家庭裁判所、市町、市町社会福祉協議会などから構成される協議会を開催し、連携強化を図ります。
- 全市町における中核機関の設置や基本計画の策定を推進するとともに、設置済みの中核機関における地域連携ネットワークのコーディネート機能等の強化を図るため、市町へのアドバイザー派遣、市町および市町社協職員向けの研修会(市町長申立研修、意思決定支援研修など)の開催、関係機関による意見交換会の開催に取り組みます。
- 市町による市民後見人の育成状況や養成後の人材育成・活用などをふまえ、単独の市町では養成が困難である市民後見人養成研修の開催に取り組みます。
- 成年後見制度の利用者の増加や支援困難な事案への対応などの観点から、法人後見実施のための研修の開催に取り組みます。
- 地域支援事業(成年後見制度利用支援事業)を活用し、市町が実施する成

年後見制度の活用を促進するための取組について支援します。

(3) 消費生活における被害を防止するための啓発

(現状と課題)

- 消費者被害防止のため、本人や家族等、福祉関係者等を含めた周囲の方への注意喚起、啓発が必要です。
- 地域での見守り活動充実のため、市町の消費者安全確保地域協議会の設置に向けた支援を実施しています。
- 高齢者の消費者被害防止のため、市町と連携し、社会福祉協議会や地域包括支援センター等へ働きかけを行い、各地域において消費生活に関する出前講座を行っています。
- 高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分になった人等、消費生活上配慮を要する消費者の被害防止と早期発見のためには、地域での見守りを充実することが重要であり、地域のネットワークづくりを進める必要があります。

(県の取組)

- 三重県消費生活センターにおいて、消費生活相談を実施し、消費者トラブルの解決のための助言や情報提供、事業者との交渉のあっせんを行います。
- 高齢者の消費者被害を防止するため、市町と連携し、社会福祉協議会や地域包括支援センター等へ働きかけを行うことにより、各地域において消費生活に関する出前講座を実施します。
また、地域におけるきめ細かな啓発活動を実施するため、日常的に地域での啓発を担う「消費者啓発地域リーダー」の養成を行うとともに、市町における「消費者安全確保地域協議会」の設置を促進し、地域における見守り力の向上を図ります。
- 消費者が商品やサービスの内容を十分理解したうえで、自主的判断に基づいた消費生活を営むことができるよう、消費者庁と連携し、商品やサービス

に関する安全情報や消費者トラブルの事例等について、ホームページやSNS、出前講座、講演会等、消費者が利用しやすい手段や方法で情報提供します。

(4) 虐待防止の取組

(現状と課題)

- 介護保険制度の普及、活用が進む一方で、高齢者に対する虐待が家庭や介護施設等で表面化し社会的な問題となったことから、平成18(2006)年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する法律が施行され、令和5年3月に「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(高齢者虐待防止マニュアル)が改訂されました。
- 県民に向けての高齢者虐待防止についての周知や啓発、養介護施設従事者等の高齢者虐待の状況や対応措置等の公表とともに、市町間の連絡調整、情報提供、その他必要な援助、助言を行うこととされています。
- 認知症が疑われる高齢者から虐待を受けているとの申出があった場合には、高齢者虐待事案として速やかに市町への通報を実施しています。
- 高齢者虐待への対応は、早期発見・早期対応が何よりも重要であり、高齢者虐待防止に向けて、迅速に対応するため、各関係機関が連携する市町ごとの高齢者虐待防止ネットワークの活用とともに、虐待事例に対し、適切に対応できる市町職員の育成が重要です。
- 虐待防止は、高齢者の権利や尊厳を守るために重要な課題であり、県民一人ひとりが高齢者虐待の問題を身近な問題として認識し、虐待のない社会、高齢者が尊厳をもって安心して生活を送ることができる社会を自ら創っていくとする意識をもつことが必要です。
- 認知症が疑われる高齢者に対する虐待事案対処においては、被害高齢者の迅速な安全確保・福祉的支援の観点から、休日・夜間であっても施設入所等の行政的支援が必要な場合があるため、警察と市町との緊密な連携により、24時間、365日対応可能な支援体制の構築が必要です。

(県の取組)

- 市町や地域包括支援センターの職員を対象とした実務者向けの研修を行い、高齢者虐待に関する正しい知識や虐待が発生した場合の適切な対応について普及啓発するなどの技術的支援を行います。
- 対応困難な事例について、「三重県高齢者虐待防止チーム」の積極的な活用を促進するため、研修会等で周知するほか、チラシ等の紙媒体やホームページでの情報提供を行います。
- 各市町のみでは対応が困難な事例について、相談への助言や市町と連携した対応を行います。
- 高齢者虐待の早期発見や高齢者を介護する家族を地域での見守りを推進するため、市町が行う関係者や地域で作るネットワーク体制づくりを支援します。
- 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」について、基本法の基本理念等を踏まえたものとして改定された内容にて、医療・介護従事者対象の認知症対応力向上研修等のプログラムに組み込み、認知症の人の意思決定を支援するスキルアップを養う研修を開催します。(再掲)